

COVID-19 Tax News

中国

デロイトトーマツ税理士法人

2020年4月2日号

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応施策

COVID-19は世界各国へ急速に拡大している一方、中国の中央及び各地方政府の厳密な疫病防止政策の実行により、中国国内においては徐々に収束の兆候が見え始めています。

中国では1月末より、相次いで対応施策が打ち出されていますが、日系企業の皆様においてもご関心が高いと思われる税制面を中心に、以下のとおりまとめております。皆様のご理解の一助になれば幸いです。

また、各地において、個別の特例や政府からの補助など、引き続き新しい施策が日々出されている状況にありますので、今後も注意深く動向を注視し、申請など必要に応じ適時の対応に着手できるよう、積極的に多くのルートから情報の収集に努めることが推奨されます。

1. 全中国範囲での施策

(1) 企業所得税

企業所得税の減免及び免税

- 企業が、疫病に起因して取得した政府補助金あるいは特別な資金援助につき、条件を満たす場合、企業所得税を免除する
- 資格のある非営利組織が取得する寄付金につき、企業所得税を免除する

企業所得税における損金算入

- 企業の疫病防止の為に発生する研究開発費用につき、企業所得税計算の際、その実際発生額の75%を追加で損金算入、あるいは無形資産の取得原価を175%として減価償却できる
- 重要な疫病防止物資を生産する企業が、生産能力を拡大するために取得する設備の取得価額につき、一括で損金算入できる
- 疫病の影響により生じた資産損失は、企業所得税計算の際、損金算入できる

企業所得税上の損益通算

- 疫病の発生期間において、その疫病の影響により損失が発生した場合には、5年間損益通算することができる。疫病により大きな影響を受けた産業に属する企業について、2020年度に発生する損失の最長の損益通算期間は、8年に延長する。ハイテク企業及び技術型中小企業に該当する場合、10年間損益通算することができる

(2) 増値税

増値税の減免及び免税

- 企業が疫病防止の為に提供する無償の公益役務につき、増値税を免除する
- 医療機関が提供する防疫役務につき、増値税を免除する
- 疫病防止において重要な物資の運輸役務、公共交通役務、生活役務、住民に対する生活必需品の郵送役務につき、増値税を免除する
- 小規模納税者の増値税を減免する

増値税の還付

- 条件を満たす内資研究開発機構及び外資研究開発センターが、国産設備を取得する場合、増値税を全額還付する
- 疫病防止において重要な物資を生産する企業が、生産能力を拡大するために取得する設備につき、この期間の増値税未控除税額の全額を還付する

(3) 個人所得税

疫病防止活動に対する臨時補助金及び手当金に係る個人所得税の免税

- 疫病防止活動に従事する医師及び従業員が、政府の規定に基づき取得する臨時補助金及び手当金につき、個人所得税を免除する

企業が配布する疫病防止のための物資に係る個人所得税の免税

- 企業が個人に配布する COVID-19 を予防するための薬品、医療用具及び防護用具等の物資につき、個人所得税を免除する

(4) 企業及び個人の寄付に関する租税支援施策

疫病防止物資の寄付に関する企業所得税及び個人所得税における損金算入

- 公益法人、県以上の人民政府及びその部門等の国家機関を通じて寄付する現金及び物資、あるいは疫病防止活動に従事する医療機関に寄付する物資につき、課税所得計算の際、全額損金算入できる

疫病防止物資の寄付に関する増値税・消費税・附加税の免税

- 企業及び個人経営者が、自ら生産・委託加工・購入する物資を、公益法人、県以上の人民政府及びその部門等の国家機関を通じて寄付する現金及び物資、あるいは疫病防止活動に従事する医療機関に対して、新型コロナウイルス肺炎に対応するために無償で寄付する場合、増値税・消費税・都市維持建設税・教育附加税・地方教育附加税を免除する

(5) その他

- 疫病に関する寄贈物資につき、輸入関税を免除する
- 衛生健康主管部門が手配し輸入した、防疫に用いる物資は、輸入関税を免除する
- 疫病に起因して、企業に大きな損失が発生し、生産経営活動に重大な影響を受ける場合、不動産税・土地使用税の減免を申請できる
- 納税申告期限及び税関申告期限を延長する
- 養老・失業・工傷保険料に係る支払を減免する

2. 各地における支援施策

上記の全中国範囲に加え、各地において種々の支援施策が設けられておりますが、概要は以下のとおりです。

- 金融支援を強化し、貸付金の与信規模を保障することにより、融資費用を低減させる
- 企業の負担を軽減し、租税の徴収を減免・延期し、一部の地域においては、家賃に対する補助政策を実施する
- 企業人員の安定を奨励するため、社会保険料の徴収を延期し、及び補助政策を実施する
- 防疫に関する研究開発活動を奨励するため、特別の支援政策や奨励制度を設置する
- 公共サービスを改善し、処理手続きの簡素化と最適化を行う

3. 上海市における施策

例えば上海市において公表されている政策(上海「28条」政策・沪府規[2020]3号¹⁾)では、以下の28項目が挙げられています。具体的な施策の内容については、個々に関係当局部門への確認が必要となります。

項目	内容
1. 企業の疫病防止対策への全面的な支援	1) 疫病防止対策に尽力する企業の財務・税務を支援する。 2) 疫病防止対策に尽力する企業のプロジェクト金融を支援する。 3) 疫病防止対策に関連する企業の融資ルートを拡張する。 4) 保険及び保障の役割を強化する。 5) 疫病防止物資を提供する企業の生産機能拡大及び輸入増加を支援する。 6) 疫病防止物資の輸入につき租税優遇措置を設ける。 7) 疫病防止物資の輸入につき迅速な輸入通関ルートを設ける。 8) 疫病防止に寄与する新製品の研究開発活動を支援する。

¹ 原文は沪府規[2020]3号(上海市人民政府ウェブサイト(中国語))を参照のこと。

2. 適切な各種企業の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> 9) 企業の家賃負担を軽減する。 10) 申告納税期限を延長する。 11) 企業と個人に対して租税優遇措置を設ける。 12) 定期定額の個人事業主の租税負担を免除する。 13) 旅行サービス事業者の品質保証金を一時的に返還し、文化事業建設費への補助を行う。
3. 金融支援の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 14) 様々なルートからの企業への資金提供の支援 15) 資金上の困難に直面している企業の支援拡大 16) 融資担保支援の強化
4. 従業員の雇用安定の強化	<ul style="list-style-type: none"> 17) 失業保険還付制度の継続 18) 社会保険料の基数算定期間の延期 19) 社会保険料の納期限の延長 20) トレーニング実施費用に対する補助 21) 医療保険料率の下方調整 22) フレキシブル勤務制度の実施
5. 企業の事業活動再開の促進	<ul style="list-style-type: none"> 23) 企業の事業活動再開に関する政府サービスの提供 24) 企業の従業員雇用保障の強化 25) 新技術や新モデルに基づく新規業種発展のための教育支援
6. 企業の事業環境の更なる改善	<ul style="list-style-type: none"> 26) 企業向け政府サービスシステムの更なる改善 27) 企業信用回復システムの完全化 28) 法律サービスによる保障の強化

4. 中国への外国人の入国制限

中国政府は3月末より、有効な訪中査証及び居留許可を有する外国人の入国の暫定的な停止、並びに日本人に対する15日間の査証免除を停止する措置を実施しています。この結果、中国現地法人への出向者・出張者ともに、人員の交流が大きく制限され、日系企業の人材配置及び事業計画にも、大きな影響が生じていると考えられます。

本ニュースレターは、2020年4月1日時点の情報に基づいて執筆しています。

お問い合わせ

デロイト中国

上海事務所

パートナー 板谷 圭一 kitaya@deloitte.com.cn
シニアマネジャー 川島 智之 tomkawashima@deloitte.com.cn

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツグループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数指します。DTTL(または "Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001